（別紙様式2）

令和3年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価

都道府県名：	広島県
農業委員会名：	三原市農業委員会

Ⅰ　農業委員会の状況（令和3年4月1日現在）

1　農業の概要

単位:ha

	田	畑				計
			普通畑	樹園地	牧草畑	
耕地面積	3,680	705	－	－	－	4,390
経営耕地面積	2,435	253	148	105	―	2,688
遊休農地面積	1.6	15.6	15.6	0	0	17.2
農地台帳面積	4,359	1,413	－	－	－	5,771

※1　耕地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入
※2　経営耕地面積は、農林業センサスに基づいて記入
※3　遊休農地面積は、農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した第32条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する農地の総面積を記入

	農家数(戸)
総農家数	2,823
自給的農家数	1,179
販売農家数	1,644
主業農家数	118
準主業農家数	196
副業的農家数	1,364

※　農林業センサスに基づいて記入。

	農業者数(人)
農業就業者数	1,840
女性	677
40代以下	16

※　農林業センサスに基づいて記入。

	経営数（経営）
認定農業者	69
基本構想水準到達者	14
認定新規就農者	0
農業参入法人	9
集落営農経営	47
特定農業団体	0
集落営農組織	47

※農業委員会調べ

2　農業委員会の現在の体制

新制度に基づく農業委員会

任期満了年月日　R　5年　7月19日

	農業委員	
	定数	実数
農業委員数	19	19
認定農業者	―	7
認定農業者に準ずる者	―	4
女性	―	3
40代以下	―	1
中立委員	―	1

	定数	実数	地区数
農地利用最適化推進委員	19	19	19

Ⅱ　担い手への農地の利用集積・集約化

1　現状及び課題

現　　状 （令和3年3月現在）	管内の農地面積	これまでの集積面積	集積率
	4，390ha	1，202．6ha	27．4　%
課　　題	本市農業の中核を担っている認定農業者は68経営体あるが，農産物価格の低迷や労働力不足などによって経営環境は厳しくなっている。農地の分散錯圃等により集積が容易でなく，担い手のいない地域では困難を極めている。		

※1　管内の農地面積は、活動計画に記載した耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入
※2　これまでの集積面積は、活動計画に記載した担い手（認定農業者及び農業委員会法施行規則第10条で定める者）へ利用集積されている農地の総面積を記入

2　令和3年度の目標及び実績

集積目標　①	集積実績　②	（うち、新規実績）	達成状況（②／①×100）
1，404．8　ha	1，200．7　ha	16．12　ha	85．5　%

※1　集積目標は、活動計画に記載した集積面積を記入
※2　集積実績は、年度末時点で担い手へ利用集積されている農地の総面積を記入
※3　新規実績は、集積実績のうち1年間に新規集積面積（非担い手が自作又は利用していた農地のうち、担い手に対して権利の設定・移転がされた農地）をどの程度増加させたかを記入

3　目標の達成に向けた活動

活動計画	担い手への農地の利用集積を進めるため，あっせんの申出があれば，認定農業者へ集積を図る。 また，農地の維持管理が出来ず相談される方について，農地中間管理事業への参加を推奨する。
活動実績	貸付意向が把握できた農地及び耕作依頼のあった農地については，認定農業者へ集積を図った。

※　活動実績は、目標の達成のために何月に何日何を行ったのか等詳細かつ具体的に記入

4　目標及び活動に対する評価

目標に対する評価	目標値を達成できなかった。しかし次年度以降も意向調査の結果等の実情を踏まえた目標値の設定が必要。
活動に対する評価	農地所有者の意向に基づいて対象者への個別訪問等により，農地利用集積を進めた。今後も理解を得るため活動を継続し，積極的なあっせん活動を行なうことが必要。

Ⅲ　新たに農業経営を営もうとする者の参入促進

1　現状及び課題

新規参入の状況	30年度新規参入者数	元年度新規参入者数	2年度新規参入者数
	2　経営体	2　経営体	2　経営体
	30年度新規参入者が取得した農地面積	元年度新規参入者が取得した農地面積	2年度新規参入者が取得した農地面積
	0　ha	1．31　ha	2．93　ha
課　　題	新規の参入促進のためには，実践的な知識と技術を修得させることに加え，生計が成り立つモデルを示すことが求められるが，難しい状況にある。		

※1　新規参入者数は、活動計画に記載した過去3年の農地の権利移動を伴う新たな新規参入者数を記入し、法人雇用や親元就農は含まない。
※2　新規参入者が取得した農地面積は、上段で記入した経営体が取得した農地面積の合計を記入

2　令和3年度の目標及び実績

参入目標①	参入実績②	達成状況（②／①×100）
2　経営体	1　経営体	50　%
参入目標面積③	参入実績面積④	達成状況（④／③×100）
1　ha	8．67　ha	867　%

※1　参入目標及び参入目標面積は、活動計画に記載した参入者数及び農地面積を記入
※2　参入実績は、1年間に新たに参入した新規参入者数を記入
※3　参入実績面積は、上記で記入した経営体が取得した農地面積の合計を記入

3　目標の達成に向けた活動

活動計画	全農チャレンジファーム(トマト)の研修を通じた新規就農者の育成を行う。 研修期間：4月～翌年3月（2年間） 1年目：座学(週1日)＋現場実習(週4日)　2年目：模擬経営研修 研修生：1名（2年目1名，1年目0名）
活動実績	研修生（2年目）の新規就農に向けた支援を全農と連携して行ったが，令和4年度からの就農には結びつかなかった。引き続き全農と連携し，研修期間を延長，研修生（3年目）として，新規就農に耐えうる技術の習得など，令和5年度からの就農に向けた支援を行う。

※　活動実績は、目標の達成のために、何月に何日何を行ったのか等詳細かつ具体的に記入

4　目標及び活動に対する評価

目標に対する評価	農業従事者の高齢化による担い手不足に対応するためにも目標値としては妥当である。
活動に対する評価	もうかるモデル経営が研修で示せないことが課題である。今後は関係機関と連携し研修事業の見直し行う。

Ⅳ　遊休農地に関する措置に関する評価

1　現状及び課題

現　　状 （令和3年3月現在）	管内の農地面積（A）	遊休農地面積（B）	割合（B／A×100）
	4，407．2　ha	17．2　ha	0．4　%
課　　題	農地の利用状況調査の円滑な実施と遊休農地所有者等への指導徹底が必要。		

※1　管内の農地面積は、活動計画に記載した耕地及び作付面積統計における耕地面積と農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した同法第32条第1項第1号の遊休農地の合計面積を記入

※2　遊休農地面積は、活動計画に記載した農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した第32条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する農地の総面積を記入

2　令和３年度の目標及び実績

解消目標①	解消実績②	達成状況（②／①×100）
1ha	1．4ha	140　%

※1　解消目標は、活動計画に記載した解消面積を記入
※2　解消実績は、当該年度末時点の遊休農地の解消面積を記入

3　２の目標の達成に向けた活動

	措置の内容	調査員数（実数）		調査実施時期	調査結果取りまとめ時期
活動計画	農地の利用状況調査	45　人		8月～10月	11月～3月
		調査方法	1．管内全域を調査区域とし，道路からの目視による巡回調査を一斉に実施，遊休化している場合は，当該農地等の状況をさらに詳しく確認し，写真を撮り，地図等に記録。 2．農業委員1名と推進委員1名並びに事務局職員等2名からなる班を形成し，担当地区を受け持ち見回り調査。 3．不作付農地，荒廃農地，納税猶予特例適用農地，違反転用を明確に調査。 4．調査員数（38人＋事務局4人＋支所3人）		
	農地の利用意向調査	調査実施時期：12月～1月，調査結果取りまとめ時期：2月～3月			
	その他の活動	－			
活動実績	農地の利用状況調査	調査員数（実数）		調査実施時期	調査結果取りまとめ時期
		45　人		7月～10月	11月～3月
	農地の利用意向調査	調査実施時期		調査結果取りまとめ時期	
		第32条第1項第1号		第32条第1項第2号	第33条
		調査数：　35 筆		調査数：　0　筆	調査数：　0　筆
		調査面積：　15．8　ha		調査面積：　0　ha	調査面積：　0　ha
	その他の活動	－			

4　目標及び活動に対する評価

目標に対する評価	現状を踏まえて設定しており，目標値としては妥当である。
活動に対する評価	農家への事前周知による円滑な利用状況調査や指導を行うと共に，指導の段階で遊休農地の有効利用が図られるよう徹底することが必要。

Ⅴ　違反転用への適正な対応

1　現状及び課題

現　　状 （令和3年3月現在）	管内の農地面積（A）	違反転用面積（B）
	4，390　ha	0．4　ha
課　　題	関係部署と連携し情報共有を行う等，違反転用の早期発見，早期指導に努める必要がある。	

※　管内の農地面積は、活動計画に記載した耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入
※　違反転用面積は、活動計画に記載した管内で農地法第4条第1項又は第5条第1項の規定等に違反して転用されている農地の総面積を記入

2　令和3年度実績

実　　績①	増減（B-①）
0．4　ha	0　ha

※　実績は、年度末時点の違反転用面積を記入

3　活動計画・実績及び評価

活動計画	農地パトロールによる発見や市民等及び財務部資産税課（固定資産税担当課）等から通報があった違反転用案件について，地区担当農業委員から所有者等の違反転用者に対し是正指導を実施。
活動実績	農地パトロールによる発見や市民等及び財務部資産税課から通報があった違反転用案件について，地区担当農業委員や事務局から所有者等の違反転用者に対し是正指導を実施。
活動に対する評価	違反転用者に対する是正指導を実施したものの，依然是正されないものがある。 引き続き，是正指導を実施し，追認可能な案件については追認許可をすすめる必要がある。

※　活動実績は、違反転用の解消や早期発見・未然防止のために何月に何日何を行ったのか等詳細かつ具体的に記入

Ⅵ　農地法等によりその権限に属された事務に関する点検

1　農地法第3条に基づく許可事務

（1年間の処理件数:　115　件、うち許可　　115　件及び不許可　　0　件）

点検項目		具体的な内容	
事実関係の確認	実施状況	申請に基づき書類の確認を行い，担当地区農業委員2名以上で申請者への聴き取り，現地確認を行っている。	
	是正措置	－	
総会等での審議	実施状況	関係法令・審査基準に基づき，個々の事案ごとの説明を行い，担当地区農業委員が聴き取り調査内容等を報告し，総会で審議している。	
	是正措置	－	
申請者への審議結果の通知	実施状況	申請者へ総会等での指摘や許可条件等を説明した件数	115　件
		不許可処分の理由の詳細を説明した件数	0　件
	是正措置	－	
審議結果等の公表	実施状況	議事録をホームページにて公表している。	
	是正措置	－	
処理期間	実施状況	標準処理期間　申請書受理から　30　日	処理期間（平均）　20　日
	是正措置	－	

2　農地転用に関する事務（意見を付して知事への送付）

（1年間の処理件数:　174　件）

点検項目		具体的な内容	
事実関係の確認	実施状況	申請に基づき書類の確認を行い，担当地区農業委員等2名以上で申請者への聴き取り，現地確認を行っている。	
	是正措置	－	
総会等での審議	実施状況	関係法令・審査基準に基づき，個々の事案ごとの説明を行い，担当地区農業委員が聴き取り調査内容等を報告し，総会で審議している。	
	是正措置	－	
審議結果等の公表	実施状況	議事録をホームページにて公表している。	
	是正措置	－	
処理期間	実施状況	標準処理期間　申請書受理から　60　日	処理期間（平均）　40　日
	是正措置	－	

3　農地所有適格法人からの報告への対応

<table>
<tr><th>点検項目</th><th colspan="3">実施状況</th></tr>
<tr><td rowspan="7">農地所有適格法人からの報告について</td><td colspan="2">管内の農地所有適格法人数</td><td>70　法人</td></tr>
<tr><td colspan="2">うち報告書提出農地所有適格法人数</td><td>61　法人</td></tr>
<tr><td colspan="2">うち報告書の督促を行った農地所有適格法人数</td><td>6　法人</td></tr>
<tr><td colspan="2">うち督促後に報告書を提出した農地所有適格法人数</td><td>2　法人</td></tr>
<tr><td colspan="2">うち報告書を提出しなかった農地所有適格法人</td><td>4　法人</td></tr>
<tr><td>提出しなかった理由</td><td colspan="2">－</td></tr>
<tr><td>対応方針</td><td colspan="2">－</td></tr>
<tr><td rowspan="2">農地所有適格法人の状況について</td><td colspan="2">農地所有適格法人の要件を欠くおそれがあるため農業委員会が必要な措置をとるべきことを勧告した農地所有適格法人数</td><td>0　法人</td></tr>
<tr><td>対応状況</td><td colspan="2">－</td></tr>
</table>

4　情報の提供等

<table>
<tr><th colspan="2">点検項目</th><th colspan="2">具体的な内容</th></tr>
<tr><td rowspan="3">賃借料情報の調査・提供</td><td rowspan="2">実施状況</td><td>調査対象賃貸借件数　1，494　件</td><td>公表時期
未公表</td></tr>
<tr><td colspan="2">情報の提供方法：－</td></tr>
<tr><td>是正措置</td><td colspan="2">一部実態と乖離した結果（賃借人が民間と集落法人の賃借料の違い）が出るため，情報を精査し，公表に向けて検討する。</td></tr>
<tr><td rowspan="3">農地の権利移動等の状況把握</td><td rowspan="2">実施状況</td><td>調査対象権利移動等件数　2，014　件</td><td>取りまとめ時期
令和4年3月</td></tr>
<tr><td colspan="2">情報の提供方法：議会へ主要な施策（事業概要）として報告している。</td></tr>
<tr><td>是正措置</td><td colspan="2">－</td></tr>
<tr><td rowspan="4">農地台帳の整備</td><td rowspan="3">実施状況</td><td colspan="2">整備対象農地面積　5，645　ha</td></tr>
<tr><td colspan="2">データ更新：利用状況調査結果，相続等の届出，農地法の許可，利用権設定等，その他補足調査を実施毎月更新している。</td></tr>
<tr><td colspan="2">公表：</td></tr>
<tr><td>是正措置</td><td colspan="2">－</td></tr>
</table>

※その他の事務
　上記ⅡからⅥに掲げる事務以外の事務について、次年度の目標及びその達成に向けた活動計画を作成する場合には、それぞれの事務ごとに、上記様式に準じて取りまとめること。

Ⅶ　地域農業者等からの主な要望・意見及び対処内容

農地利用最適化等に関する事務	〈要望・意見〉 〈対処内容〉

農地法等によりその権限に属された事務	〈要望・意見〉 〈対処内容〉

※　Ⅱ～Ⅵの事務について、活動を通じて地域の農業者等から寄せられた主な意見及び対処方針について記載

Ⅷ　事務の実施状況の公表等

1　総会等の議事録の公表

HPに公表している　　その他の方法で公表している

2　農地等利用最適化推進施策の改善についての意見の提出

意見の提出件数　　件

提出先及び提出した意見の概要	

3　活動計画の点検・評価の公表

HPに公表している　　その他の方法で公表している